

平成 18 年 6 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社ヴィア・ホールディングス
 代 表 者 名 代表取締役社長 三甲野 隆優
 (J A S D A Q ・ コード 7 9 1 8)
 問 い 合 せ 先 役職・氏名 取締役 正部 一行
 電 話 番 号 0 3 - 5 1 5 5 - 6 8 0 1

(訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の追加および一部訂正について

当社は、平成 18 年 5 月 26 日に開示いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」につきまして一部訂正および追加がありましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

訂正および追加の内容は次の通りであります。

訂正および追加の条文のみを抜粋しております。表中の網掛け部分が、訂正箇所になります(下線部分は定款の変更箇所になります。)

(追加)

現 行 定 款	変 更 案
<新設>	第 7 章 会計監査人
<新設>	(会計監査人の設置) 第 37 条 <u>当社は、会計監査人を置く。</u>

(追加)

現 行 定 款	変 更 案
<新設>	(会計監査人の選任) 第 38 条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u>

(追加)

現 行 定 款	変 更 案
<新設>	(会計監査人の任期) 第 39 条 <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>

(追加)

現行定款	変更案
<新設>	(会計監査人の報酬等) 第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(追加)

現行定款	変更案
<新設>	(会計監査人の責任免除) 第41条 当社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

(追加)

現行定款	変更案
第7章 計算	第8章 計算

(訂正前)

現行定款	変更案
(公告の方法) 第4条 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。	(公告方法) 第4条 当社の公告は、電子広告により行なう。 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合には東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行なう。

(訂正後)

現行定款	変更案
(公告の方法) 第4条 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。	(公告方法) 第4条 当社の公告は、 <u>電子公告</u> により行なう。 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合には東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行なう。

(訂正前)

現 行 定 款	変 更 案
(端株原簿への不記載) 第8条 当社は1株未満の端数についてはこれを端株として端株原簿に記載しない。	(株券の発行) 第8条 当社は株式に係わる株券を発行する。 前項の規定に係わらず、当社は単元未満株式に係わる株券を発行しないことができる。

(訂正後)

現 行 定 款	変 更 案
(端株原簿への不記載) 第8条 当社は1株未満の端数についてはこれを端株として端株原簿に記載しない。	(株券の発行) 第8条 当社は株式に係る株券を発行する。 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。

(訂正前)

現 行 定 款	変 更 案
(基準日) 第 11 条 毎決算期現在の株主名簿に記載または記録されている株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 前項のほか必要ある場合は取締役会の決議によりあらかじめ公告して一定の日における株主名簿に記載または記録されている株主または登録質権者をもってその権利を行使すべき株主または登録質権者としてすることができる。	(基準日) 第 11 条 毎決算期現在の株主名簿に記載または記録されている株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 前項のほか必要ある場合は取締役会の決議によって、あらかじめ公告して一定の日における株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

(訂正後)

現 行 定 款	変 更 案
(基準日) 第 11 条 毎決算期現在の株主名簿に記載または記録されている株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 前項のほか必要ある場合は取締役会の決議によりあらかじめ公告して一定の日における株主名簿に記載または記録されている株主または登録質権者をもってその権利を行使すべき株主または登録質権者としてすることができる。	(基準日) 第11条 毎決算期現在の株主名簿に記載または記録されている株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 前項のほか必要ある場合は取締役会の決議によって、あらかじめ公告して一定の日における株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

(訂正前)

現 行 定 款	変 更 案
(招集権者および議長) 第 15 条 株主総会は法令に別段の定めのある場合を除き取締役会の決議により取締役社長がこれを招集しその議長となる。取締役社長に差し支えある場合、または、欠員の場合はあらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる	(招集権者および議長) 第15条 株主総会は法令に別段の定めのある場合を除き取締役会の決議によって取締役会長または取締役社長が招集し議長となる。取締役会長または取締役社長に差し支えある場合、または、欠員の場合はあらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(訂正後)

現 行 定 款	変 更 案
(招集権者および議長) 第 15 条 株主総会は法令に別段の定めのある場合を除き取締役会の決議により取締役社長がこれを招集しその議長となる。取締役社長に差し支えある場合、または、 <u>欠員の場合はあらかじめ取締役会の定めた順序により</u> 他の取締役がこれに代わる	(招集権者および議長) 第 15 条 株主総会は法令に別段の定めのある場合を除き取締役会の決議によって取締役会長または取締役社長が招集し議長となる。取締役会長および取締役社長に事故があるときはあらかじめ取締役会において定めた順序に <u>したが</u> い他の取締役がこれに代わる。

(訂正前)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の議長) 第 20 条 取締役会の議長は取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故あるときは他の取締役がこれに代わる。	(取締役会の議長) 第 20 条 取締役会の議長は取締役会の決議によって取締役会長または取締役社長がこれに当たる。取締役会長または取締役社長に事故あるときは他の取締役がこれに代わる。

(訂正後)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の議長) 第 20 条 取締役会の議長は取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故あるときは他の取締役がこれに代わる。	(取締役会の議長) 第 20 条 取締役会の議長は取締役会の決議によって取締役会長または取締役社長がこれに当たる。取締役会長および取締役社長に事故があるときはあらかじめ取締役会において定めた順序に <u>したが</u> い他の取締役がこれに代わる。

(訂正前)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集する。</p> <p>ただし、取締役社長事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序にしたがい他の取締役が招集する。</p> <p><記載省略></p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会長または取締役社長が招集する。</p> <p>ただし、取締役会長または取締役社長事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序にしたがい他の取締役が招集する。</p> <p><現行どおり></p>

(訂正後)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集する。</p> <p>ただし、取締役社長事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序にしたがい他の取締役が招集する。</p> <p><記載省略></p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会長または取締役社長が招集する。</p> <p>ただし、取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序にしたがい他の取締役が招集する。</p> <p><現行どおり></p>

(訂正前)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(営業年度)</p> <p>第 35 条 当社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、毎営業年度末に決算を行う。</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第 37 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</p>

(訂正後)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(営業年度)</p> <p>第 35 条 当社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、毎営業年度末に決算を行う。</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第 42 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</p>

(訂正前)

現 行 定 款	変 更 案
(利益配当金) 第 36 条 当社の利益配当金は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、これを支払う。	(剰余金の配当等) 第 38 条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。 当社は、毎年 3 月 31 日または 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または、登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「配当金」という。)を行なう。 当社は、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。

(訂正後)

現 行 定 款	変 更 案
(利益配当金) 第 36 条 当社の利益配当金は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、これを支払う。	(期末配当金) 第 43 条 当社は、株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。

(訂正前)

現 行 定 款	変 更 案
(利益配当金の除斥期間) 第 37 条 利益配当金が、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社は支払の義務を免れる。 未払の利益配当金には利息をつけない。	(配当金の除斥期間) 第 39 条 配当金が、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社は支払の義務を免れる。 未払の配当金には利息をつけない。

(訂正後)

現 行 定 款	変 更 案
(利益配当金の除斥期間) 第 37 条 利益配当金が、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社は支払の義務を免れる。 未払の利益配当金には利息をつけない。	(期末配当金の除斥期間) 第 44 条 期末配当金が、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社は支払の義務を免れる。 未払の期末配当金には利息をつけない。

以上